

参考資料

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して
金融の機能の強化及び安定の確保を図るための
銀行法等の一部を改正する法律

説明資料

背景

- 銀行等は、**ポストコロナの日本経済の回復・再生を支える「要」**として、重要な役割を果たすことが求められている。このため、**社会経済において期待される役割**を果たそうとする**銀行等の取組みを後押し**する観点などから、業務範囲規制や出資規制などを見直す。

社会経済の構造的な課題

人口減少や少子高齢化

特に地方の生産年齢人口の減少

新型コロナウイルス感染症等による影響

デジタル化と併せて、
地方創生に向けた取組みを加速する必要

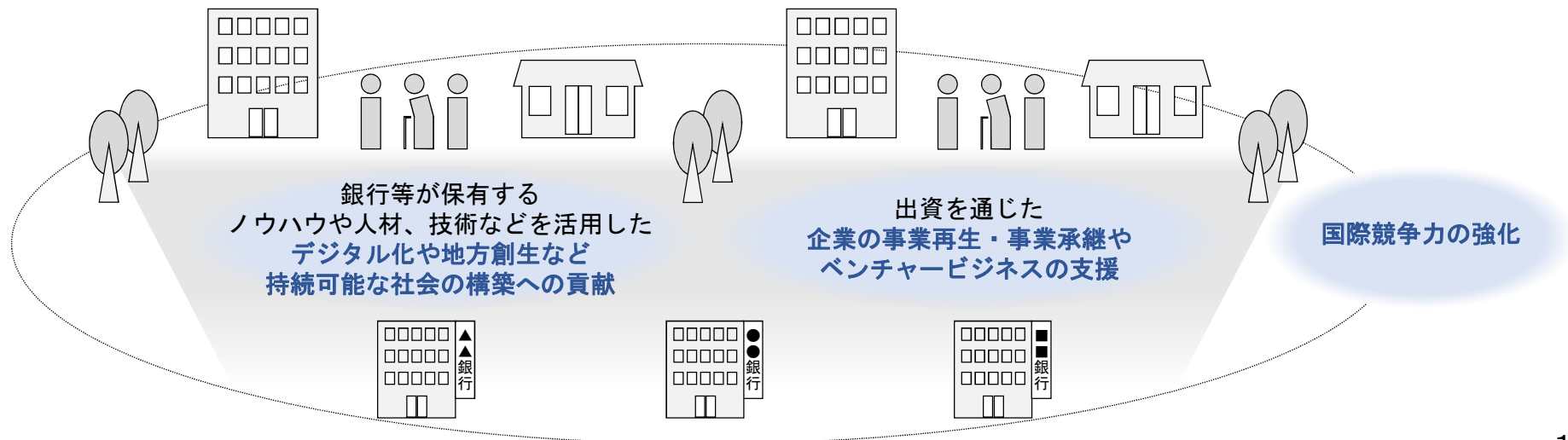
企業は、サービス提供の非対面化・
デジタル化や、サプライチェーンの
再構築などにも対応しなければならない

銀行等の状況

資金需要の継続的な減少や
低金利環境などによる厳しい経営環境

企業部門全体としての資金余剰などを
背景に、間接金融部門における緩和的な
融資態度が常態化しているとの指摘

銀行等が
社会経済において期待される役割を十分に果たすことが
できるようにする必要



業務範囲規制の見直し

- デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、銀行の①子会社・兄弟会社（銀行業高度化等会社）、②本体、それぞれに業務を追加するなどの措置を講ずる。

① 銀行の子会社・兄弟会社

【現行】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など

◆他業認可

フィンテック

地域商社
(在庫保有、製造・加工原則なし)

(実例)

従属業務会社【収入依存度規制の法令上の厳格な数値基準】

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析・
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

印刷・製本

自動車運行・保守点検

など

【改正案】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル

など

+

地方創生

などの

持続可能な社会の構築

【改正銀行法第16条の2第1項第15号等】

◆他業認可

- ・ 個別列挙なし（銀行の創意工夫次第で幅広い業務を営むことが可能）
- ・ 認可を条件にすべての従属業務を収入依存度規制なしに営むことが可能（明確化）

◆通常の子会社・兄弟会社認可

フィンテック

地域商社
(在庫保有、製造・加工原則なし)

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析・
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

障害者雇用促進法に係る
特例子会社

地域と連携した成年後見

※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）

※ 財務健全性・ガバナンスが一定以上であることについて認定を受けたグループが銀行の兄弟会社において営む場合は個別認可不要（届出制）【改正銀行法第52条の23の2第6項～第8項等】

従属業務会社【法令上の数値基準を削除（必要に応じガイドラインに考え方を示す）】

印刷・製本

自動車運行・保守点検

など

② 銀行本体

業務に、銀行業の経営資源を活用して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務を追加する【改正銀行法第10条第2項第21号等】

自行アプリや
ITシステムの販売

データ分析・
マーケティング・広告

登録型人材派遣

幅広い
コンサル・マッチング

※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）

※ このほか、銀行持株会社が営むことができる「グループ会社に共通・重複する業務」に関し、一定の業務については認可不要とする（届出制）等

※ 信用金庫・信用協同組合、保険会社、金融商品取引業者などについても、それぞれの特性や制度に応じて同趣旨の改正を行う